

改正

平成28年12月26日条例第28号

いちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学金条例

(目的)

第1条 この条例は、本市に在籍するまぐろ漁船に乗船する幹部船員(以下「まぐろ漁船員」という。)の養成充実に資するため、将来まぐろ漁船員として、業務に従事しようとする者に対し、学資を貸与することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 学資(以下「奨学金」という。)を貸与する生徒(以下「奨学生」という。)は、水産課程を有する高等学校、船舶通信技術を取得できる高等学校(本科及び専攻科)並びに海上技術学校及び海上技術短期大学(以下「水産高等学校等」という。)に在学し、水産高等学校等を卒業後、本市に在籍するまぐろ漁船に3年以上乗船すると認められる者でなければならない。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、月3万円以内とする。

(奨学生の人員)

第4条 奨学生の人員は、毎年度10人以内とする。ただし、資金の範囲内において人員を増加することができる。

(貸与の期間)

第5条 奨学金を貸与する期間は、貸与を受けた月から貸与を受けている者が在学する水産高等学校等の正規の修学期間を終了する月までとする。

(奨学生の願い出)

第6条 奨学金を受けようとする者は、いちき串木野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に願い出なければならない。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、いちき串木野市附属機関条例(平成17年いちき串木野市条例第15号)第2条に定めるいちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学生選考委員会の選考を経て、教育委員会が市長と協議して決定する。

(異動の届出)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、事由発生後10日以内に教育委員会に届け出なければならない。

(1) 休学し、復学し、転学し、又は退学しようとするとき。

(2) 本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動のあったとき。

2 奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。

(奨学金の休止)

第9条 奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸与を休止する。

(奨学金の停止)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の貸与を停止する。

(1) 第2条に規定する資格を失ったとき。

(2) 奨学金の貸与を辞退したとき。

(3) その他奨学生として適当でないとき。

(奨学金の返還免除)

第11条 奨学金の貸与を受けた者及び前条第2号に定める辞退者又は次条第1号に該当する者が卒業後引き続き本市に在籍するまぐろ漁船に乗船する期間が3年を超えた場合は、奨学金の返還を免除する。

2 前項の規定による免除を受けるまでの期間中に、死亡又は不慮の災害によって心身に障害を生じ、まぐろ漁船に乗船することができないと教育委員会が認めたときは、本人、保護者又は連帯保証人の願い出によって、奨学金の返還を免除することができる。

(奨学金の返還猶予)

第12条 奨学金の貸与を受けた者が、前条第1項に定める免除の期間に達しない間に本市に在籍するまぐろ漁船に乗船しなくなったときは、その時までの期間又は次の各号のいずれかに該当するときは願い出により、第1号及び第2号については当該各号に定める期間若しくは第3号及び第4号については3年の期間の範囲内において、奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 上級学校に入学したときは、当該学校の正規の修学期間

(2) 奨学金の貸与を辞退した者が、なお水産高等学校等に在学するときは、当該学校の正規の修学期間

(3) 災害又は疾病により返還が困難と認められるとき。

(4) その他正当な理由により奨学金の返還が困難と認められるとき。

(奨学金の返還)

第13条 奨学金の貸与を受けた者が、前条に該当する者でその猶予期間を経過したとき(第11条第1項に該当する者を除く。)又は第10条の規定により奨学金の貸与を停止された者が卒業又は退学したときは、それぞれその事由発生の日から1年を経過した日の属する月の翌月から貸与を受けた月数の2倍の月数以内に月賦、半年賦又は年賦により奨学金を返還しなければならない。ただし、その全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

(奨学金の延滞金)

第14条 前条に規定する奨学金の返還期間内に返還しない部分については、その期間を経過した日から市税徴収の例により延滞金を加算するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学金条例(昭和54年串木野市条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年12月26日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前のいちき串木野市奨学金条例、いちき串木野市農業自営者養成奨学金条例及びいちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学金条例の規定による奨学金の貸与を受け、かつ返還を開始した者については、なお従前の例による。

---